

## ○景観に配慮した道路構造及び形状等の検討

### 1. 環境配慮方針等の整理

評価書において記載している景観に係る環境配慮事項について、関連する設計業務に提示するための環境配慮方針を表 1-1 に整理した。

また、関連する設計業務に対し、景観に係る環境配慮方針の提示と環境影響評価図書の提供を行った。

表 1-1 景観に係る環境配慮方針

項目	内容															
検討・実施すべき環境配慮事項	景観に配慮した道路構造及び形状等の検討															
環境影響評価書の記載内容	<p>【景観に係る環境保全措置】</p> <p>表 8.11.24 (2) 環境保全措置の整理</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>山梨県、国土交通省関東地方整備局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td>種類</td> <td>構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>橋梁部の区間</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>環境影響のある地点における対策である。周辺景観に調和させることが可能である。</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の区分</td> <td>低減</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>人と自然との触れ合いの活動の場への影響が軽減される。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	山梨県、国土交通省関東地方整備局	実施内容	種類	構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討	位置	橋梁部の区間	環境保全措置の効果	環境影響のある地点における対策である。周辺景観に調和させることが可能である。	環境保全措置の区分	低減	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	人と自然との触れ合いの活動の場への影響が軽減される。
実施主体	山梨県、国土交通省関東地方整備局															
実施内容	種類	構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討														
	位置	橋梁部の区間														
環境保全措置の効果	環境影響のある地点における対策である。周辺景観に調和させることが可能である。															
環境保全措置の区分	低減															
効果の不確実性	なし															
他の環境への影響	人と自然との触れ合いの活動の場への影響が軽減される。															
配慮事項の具体的内容	<p>周辺景観に調和させることを目的とした道路構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討を行う。</p> <p>具体的には、擁壁の表面テクスチャの変更、橋脚のエッジ処理、床版断面形状の変更、橋梁形式の検討などが考えられる。（※次頁の対策イメージ参照）</p>															
参考とする資料	『道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー』（2005年7月、財団法人道路環境研究所編集）															
対象箇所	新山梨環状道路東部地区（西下条ランプ～（仮称）広瀬 IC 間）の工事全般。															
関連する設計業務	新山梨環状道路東部地区（西下条ランプ～（仮称）広瀬 IC 間）の工事全般。															

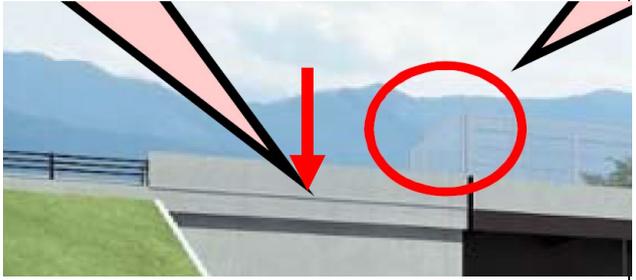
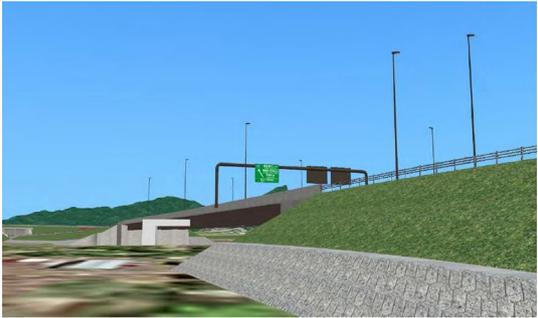
<参考>評価書に掲載した道路構造及び形状等に係る環境保全措置の実施イメージ

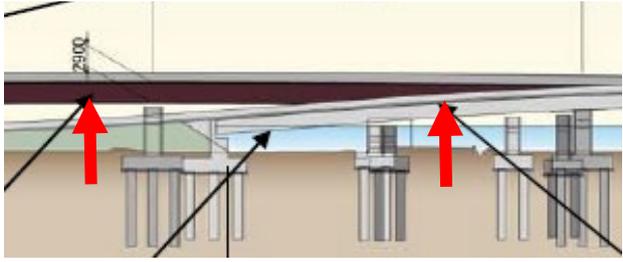
対策内容	環境保全措置の実施イメージ	対策効果
擁壁の表面テクスチャの変更		擁壁の表面テクスチャを人工的なデザインから目立たない自然的なデザインにすることで、周辺景観との違和感が緩和される。
橋脚のエッジ処理		橋脚に丸みを付けることで、堅い印象が緩和される。
床版断面形状の変更		床版の張り出し部の凹凸をなくすことでスレンダーさが際立ち、すっきりとした印象になる。
橋梁形式の検討		PC 中空床版橋の採用：桁高が薄いために構造物の向こう側の見通しが良くなり、圧迫感が軽減される。

## ○景観アドバイザー会議における対応

新山梨環状道路東区間の甲府市白井町～西下条町地内区間（L=約 3.4km）は、山梨県が行う「公共事業景観審査（仮称）」の試行対象事業となっており、景観に配慮した道路整備を行うこととされている。

以下に景観アドバイザー会議（合計 4 回開催）における助言と対応状況を示す。

景観アドバイザーの助言	対応状況
<p>【蛭沢川橋】</p> <p>・フェイシアラインは形状のみでなく、桁と橋台部の視線を通した計画とすること</p> 	<p>・フェイシアラインを通すため、橋台部に目地棒を追加</p> 
<p>・高い位置にある府臈物は、ダークブラウンとすると重い印象となるため避ける。</p> <p>・垂鉛メッキ、塗装とも、平均点以上あり、北部区間との統一、イニシャルコスト等、総合的に判断して決めること。</p> <p>・塗装であれば、グレーベージュが最適。コンクリートに近い色であれば、色が焼けることによる見た目の変化が少ない。</p>	<p>・東部区間は、塗装仕様とする。</p> <p>・東部区間は、景観配慮色を採用する。</p> <p>・東部区間 1 期は、グレーベージュにて施工する。</p> <p>・東部区間としての連続性を考慮し、Ⅱ期区間についても、グレーベージュを設計に反映する（統一する）。</p>
<p>【西下条ランプ～中央道 ダークブラウン】</p> 	<p>【西下条ランプ～中央道 グレーベージュ】</p> 
	

<p>景観アドバイザーの助言</p>	<p>対応状況</p>
<p>【落合西 IC ダークブラウン】</p> 	<p>【落合西 IC グレーベージュ】</p> 
<p>・落下物防止柵は景観に配慮し端部すりつけ処理を行うこと</p> 	<p>・落下物防止柵の端部すりつけ処理（橋台部）を追加</p> 
<p>[橋梁計画]</p> <p>・橋梁形式は、景観に配慮すると本線橋・ランプ橋ともに鋼構造が望ましい</p>	<p>・その他、フォトモンタージュにおける補強土壁計画を修正</p> 
<p>[橋梁計画]</p> <p>・橋梁形式は、景観に配慮すると本線橋・ランプ橋ともに鋼構造が望ましい</p>	<p>・本線橋は鋼桁橋、ランプ橋はコンクリート橋となることの下承を得る</p> 

## ○アドバイザー会議概要

### 1. 会議開催概要

景観アドバイザー会議は合計5回実施されている。

開催概要を表 1-1 に示す。

表 1-1 アドバイザー会議開催概要

開催回	開催期日	内容
第1回	平成25年10月18日	①蛭沢川橋 ②連続高架橋（落合西 IC） ③盛土構造 ④構造物の色彩
第2回	平成26年2月7日	①蛭沢川橋 ②連続高架橋（落合西 IC） ③盛土構造 ④景観検討
第3回	平成26年10月29日	1. 設計完了箇所の結果報告 ①蛭沢川橋 ②道路計画（西下条～中央道） 2. 今後の設計箇所の方針確認 ①小曲高架橋位置 ②道路計画（中央道～落合西） ③橋梁計画
第4回	平成27年2月16日	1. 計画の報告 ①蛭沢川橋 2. 設計箇所の結果報告 ①橋脚位置 ②橋梁計画 ③排水計画
第5回	令和2年12月23日	1. 東部区間道路附属物色彩検討 第1回～第4回のアドバイザー会議の結果を含め、東部区間1期及び2期における標識柱、照明柱等の色彩検討

## 2. 第1回 景観アドバイザー会議（新山梨環状道路（東部区間））

日時：平成25年10月18日（金）13:30～16:30

場所：新環状・西関東道路建設事務所 2F 会議室、現地

### 【景観アドバイザー会議における指導助言内容】

#### ①蛭沢川橋

- ・当該箇所は、人の視線に比較的触れない場所であるため、遠景で綺麗に見えるように、フェイスラインを通すこと。
- ・橋梁の橋脚形状や桁厚など、コスト面を踏めた上で、景観面に配慮すること。
- ・橋脚等の形式および形状は、構造、施工性、景観、コスト等から総合的に判断すること。

#### ②連続高架橋（落合西 IC）

- ・当該箇所は、連続高架橋・擁壁・IC 跨道橋の構成となるため、フェイスラインを通すこと。
- ・構造物と盛土の接続部のコンクリート面は、視線に触れるため、景観性に配慮すること。
- ・遮音壁を設置する可能性があるならば、あらかじめ景観性に配慮すること。
- ・IC 跨道橋周辺の景観は、甲府精進湖線の集落（甲府市街地方面）からアクセスする際、新環状道路により景観構造に変化が生じる。このため、周辺風景の見通しを確保する目的で、橋梁設計の景観性に配慮すること。（例えば、支間長を長くする、桁厚のスリム化など）

#### ③盛土構造

- ・暫定時の盛土は、用地の余裕が想定されるため、法尻のコンクリート構造物を可能な限り避けること。（暫定整備側）
- ・小曲町周辺は、田園風景が広がっていることに加え、比較的交通量が多いため視線に多く触れる。このため完成形においても、法尻のコンクリート構造物は可能な限り避けることが望ましい。
- ・植栽について、外来種の採用を拒むものではないが、資料等を整理すること。
- ・植栽の決定にあたっては、経年変化にも配慮すること。
- ・必要に応じて、造園の専門家からの指導・助言を受けること。

#### ④構造物の色彩

- ・色を決める際には、既存の周辺構造物に配慮し総合的に判断すること。また、決定根拠を明確にすること。

### 3. 第2回 景観アドバイザー会議（新山梨環状道路（東部区間））

日時：平成26年2月7日（金）14:00～15:30

場所：新環状・西関東道路建設事務所 2F 会議室

#### 【景観アドバイザー会議における指導助言内容】

##### ① 蛭沢川橋

- ・橋台に接続するコンクリート構造物は、橋梁計画と合わせて景観に配慮することが望ましい。
- ・排水管は、目立たないように色彩や位置を検討することが望ましい。
- ・色彩は、周辺の景観に配慮して10YR系から選定すること。

##### ② 盛土構造

- ・外来種の採用と除草剤の散布について、専門家の意見を仰ぐこと。

##### ③ 落合西高架橋

- ・蛭沢川橋と同様に、排水管は目立たないような色彩や位置の検討をして、色彩は10YR系から選定することが望ましい。

##### ④ 景観検討（ヴァーチャルリアリティ）

- ・地元は雲の変化に敏感であるため、地元でVRを見せる際には、空は青空にするなど配慮すること。

#### <専門家：意見抜粋>

- ・ヒメイワダレ草は、在来種や水田への影響が小さく、除草作業等の維持管理手間が軽減される植生であると理解した。
- ・ヒメイワダレ草について、中央道のように多種多様な植生にはならないか。  
⇒ヒメイワダレ草は法面全面に繁茂するため、多種多様な植生にはならないと想定している。  
・雑草が繁茂しないように、除草剤を散布する必要があるが、水田に影響のない時期に実施する必要がある。
- ・除草剤を散布する場合は、周辺に流出しないように配慮することが望ましい。
- ・ヒメイワダレ草の採用や除草剤の散布について、専門家に意見を仰ぐこと。

**4. 第3回(平成27年度第1回)景観アドバイザー会議(新山梨環状道路(東部区間))**

日時：平成26年10月29日(水) 14:00~15:30

場所：新環状・西関東道路建設事務所 2F 会議室

**【景観アドバイザー会議における指導助言内容】****1. 設計完了箇所の結果報告****① 蛭沢川橋**

- ・フェイシアラインは、形状のみではなく桁と橋台部の視線が通るようが計画すること。
- ・標識柱、照明柱、落下物防止柵は、壁高欄との色彩および南部区間との連続性を踏まえ溶融亜鉛メッキとすることが望ましい。
- ・落下物防止柵の端部は緩やかにすりつける計画とし、防護柵(色彩ダークブラウン)と一定の離隔を確保すること。

**② 道路計画(西下条~中央道)**

- ・浸水区域に配慮した、のり尻構造の変更は了解頂いた。
- ・のり尻ブロック張と立入防止柵は、以下の組み合わせが望ましい。
  - i) ブロック張(高輝度) →立入防止柵：グレーベージュ
  - ii) ブロック張(低輝度) →立入防止柵：ダークブラウン

**2. 今後の設計箇所の方針確認****① 小曲高架橋位置の変更**

- ・位置変更により、IC部の補強土壁が橋梁計画となるため、最観的には望ましいと考える。

**② 道路計画(中央道~落合西)**

- ・中央道以南の同様の計画であれば、景観上の課題はないと考える。

**③ 橋梁計画**

- ・橋脚断面は極力小さくすることが望ましい。
- ・橋脚位置は本線橋・ランプ橋で調整して決定することが望ましい。
- ・橋梁形式は、景観に配慮すると本線橋・ランプ橋ともに鋼構造が望ましい。

## 5. 第4回(平成27年度第2回)景観アドバイザー会議(新山梨環状道路(東部区間))

日時：平成27年2月16日(水) 10:00~11:00

場所：新環状・西関東道路建設事務所 2F 会議室

### 【景観アドバイザー会議における指導助言内容】

#### 1. 前回会議結果の整理と助言を反映した計画の報告

##### ① 蛭沢川橋

- ・計画変更内容(目地棒追加、落下物防止柵の端部すりつけ、標識柱等の溶融亜鉛メッキの滴用)について了解いただいた。

#### 2. 橋梁予備設計結果の報告と排水に関する助言

##### ① 橋脚位置

- ・現況道路・水路の機能確保をコントロールとした橋脚位置設定について了解いただいた。

##### ② 橋梁計画

- ・橋梁形式について、本線橋は鋼桁橋(耐候性鋼材)、ランプ橋はコンクリート橋となることを報告し了解いただいた。

##### ③ 排水計画

- ・構造的な課題を最小限とした計画が確定した段階で景観に関する助言を提案する。側面に添架する横引管は桁の色に合わせた塗装仕様とすること。

## 6. 第5回景観アドバイザー会議(新山梨環状道路(東部区間))

日時：令和2年12月23日(水) 14:00~15:00

場所：新環状道路建設事務所 2F 会議室

### 【景観アドバイザー会議における指導助言内容】

- ・高い位置にある付属物については、ダークブラウンとすると重い印象となるため避けること。
- ・過去亜鉛メッキであればメンテナンスフリーであるとの考え方であったが、近年亜鉛メッキであっても腐食等が発生しているとの声を聞き、一概に亜鉛メッキが最適とは言えない。
- ・亜鉛メッキであっても、塗装であっても、平均点以上のものを持っている。総合的に判断して決めること。(例えば北部区間との統一、イニシャルコスト、亜鉛メッキを塗装することによるメリット等)
- ・塗装するのであれば、グレーベージュが最適。屋外で使用するダークブラウンについては、日焼けして褐色が目立つようになるが、コンクリートに近い色であれば、色が焼けることによる見た目の変化が少ない。



## ○環境保全措置の実施状況：廃棄物等

### 1. 環境保全措置の内容

環境保全措置の内容を下表に示す。

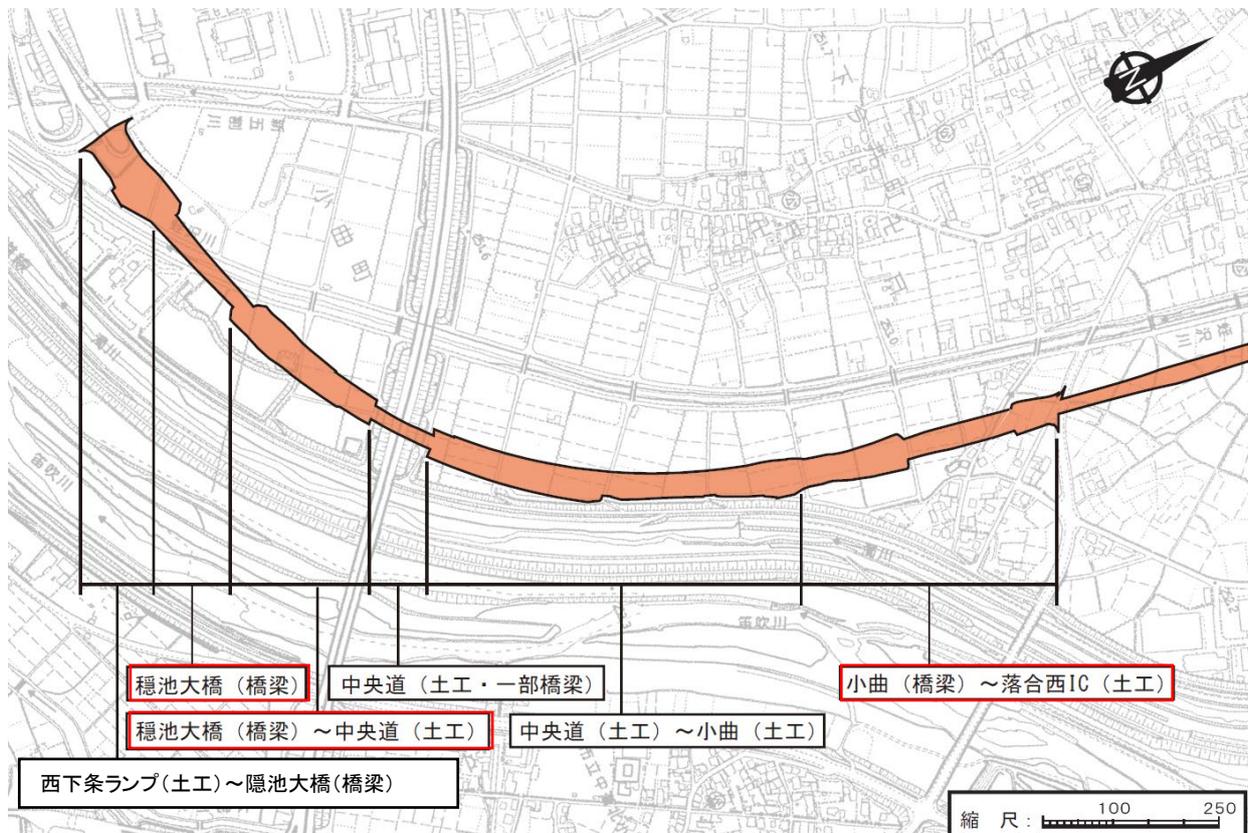
- ・建設廃棄物の収集・運搬・処分についてマニフェストによる記録・保管及び安全性の確保された発生土の搬入の確認

環境要素	環境影響評価の項目	環境保全措置	環境配慮事項	環境保全措置
廃棄物等	切土等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等	・再資源化施設への搬出等による本事業及び他事業等での利用	○	○

注) 記載内容が環境配慮事項・環境保全措置のいずれに該当するかを、○で示した。

### 2. 結果

1期区間における該当項目の環境配慮事項・環境保全措置の実施区間を図 2-1 に示す。



注)  : 環境配慮事項・環境保全措置を実施している区間

図 2-1 環境配慮事項・環境保全措置の実施区間

## 2.1. 再資源化施設への搬出等による本事業及び他事業等での利用

施工計画書に記載されており、適切に実施されている。

工事の実施に伴い発生する建設副産物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）の収集・運搬・処分に際しては、山梨県等の許可を受けている産業廃棄物処分業者に委託し、マニフェストに記録・管理する等、関係法令等の基準を遵守して適正に処理・処分が行われている。

【実施例】 穏池大橋（橋梁）：8 工区、小曲（橋梁）～落合西 I C（土工）：14 工区  
コンクリート構造物（無筋）搬出



○マニフェスト例

<b>産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト(E) (全国版) 管理番号</b>																																																																														
交付年月日 年 月 日	交付番号 <b>76415213033</b>																																																																													
発出者 400-0035 住所 〒 山梨県甲府市飯田4-10-27 長岡組土木・昭和建設JV 氏名又は名称 895-231-1111 電話番号	受領者 (許番号400-0034) 所在地 〒 山梨県甲府市落合1199-1 国道140号(新山梨環状道路東部区間1期) 名称 (仮称)落合西277橋梁下部工事その1の一部 電話番号 055-267-6901																																																																													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">(単位: t, kg, m<sup>3</sup>)</th> <th>数量</th> <th>種類</th> <th>備考</th> <th>特別管理産物</th> <th>数量</th> <th>特別管理産物</th> <th>数量</th> <th>1. 固形状</th> <th>1. パツ</th> </tr> <tr> <td>01</td> <td>コンクリートガラ</td> <td>07</td> <td>混合 (按定量のみ)</td> <td>1 建設汚泥</td> <td>7</td> <td>有害有害建築廃棄物</td> <td>21</td> <td>廃石焼物</td> <td>2 泥 状</td> <td>2 コンテナ</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>アスベスト</td> <td>08</td> <td>石綿含有建築廃棄物</td> <td>2 土くず</td> <td>16</td> <td>水銀使用副産物</td> <td></td> <td></td> <td>3 液 状</td> <td>3 ドラム缶</td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>その他がら</td> <td></td> <td></td> <td>19 土くず</td> <td></td> <td>廃棄物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 袋</td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>ガラス・陶磁器くず</td> <td></td> <td></td> <td>14 雑物くず</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>廃プラスチック類</td> <td></td> <td></td> <td>15 廃石くず</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06</td> <td>金属くず</td> <td></td> <td></td> <td>13 混合 (資源物含む)</td> <td></td> <td>発熱又は燃爆性</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(単位: t, kg, m <sup>3</sup> )		数量	種類	備考	特別管理産物	数量	特別管理産物	数量	1. 固形状	1. パツ	01	コンクリートガラ	07	混合 (按定量のみ)	1 建設汚泥	7	有害有害建築廃棄物	21	廃石焼物	2 泥 状	2 コンテナ	02	アスベスト	08	石綿含有建築廃棄物	2 土くず	16	水銀使用副産物			3 液 状	3 ドラム缶	03	その他がら			19 土くず		廃棄物				1 袋	04	ガラス・陶磁器くず			14 雑物くず							05	廃プラスチック類			15 廃石くず							06	金属くず			13 混合 (資源物含む)		発熱又は燃爆性				
(単位: t, kg, m <sup>3</sup> )		数量	種類	備考	特別管理産物	数量	特別管理産物	数量	1. 固形状	1. パツ																																																																				
01	コンクリートガラ	07	混合 (按定量のみ)	1 建設汚泥	7	有害有害建築廃棄物	21	廃石焼物	2 泥 状	2 コンテナ																																																																				
02	アスベスト	08	石綿含有建築廃棄物	2 土くず	16	水銀使用副産物			3 液 状	3 ドラム缶																																																																				
03	その他がら			19 土くず		廃棄物				1 袋																																																																				
04	ガラス・陶磁器くず			14 雑物くず																																																																										
05	廃プラスチック類			15 廃石くず																																																																										
06	金属くず			13 混合 (資源物含む)		発熱又は燃爆性																																																																								
管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称 及び管理票の交付番号(管理番号)																																																																														
1. 積荷内容のとり 2. 当切記のとり																																																																														
1. 委託契約書記載のとり 2. 当切記のとり																																																																														
住所 〒 400-0203 山梨県南アズマ市六科119-3 氏名又は名称 株式会社 堀本村 電話番号 055-285-3434	住所 〒 氏名又は名称 電話番号 1. 番 2. 番																																																																													
住所 〒 409-3811 山梨県中央市極楽寺338 氏名又は名称 有限会社 内田総業 電話番号 055-274-1301	所在地 〒 409-3811 山梨県中央市極楽寺101 名称 有限会社 内田総業 電話番号 055-274-1301 備考(高集物の特性と取扱い上の注意、工事種別、その他運送事項等) 782+																																																																													
会社名及び住所担当番号 (サイン又は捺印)	会社名及び住所担当番号 (サイン又は捺印)																																																																													
会社名及び住所担当番号 (サイン又は捺印)	会社名及び住所担当番号 (サイン又は捺印)																																																																													
山梨県中央市極楽寺101 有限会社 内田総業 再生砕石として販売 1921014269																																																																														

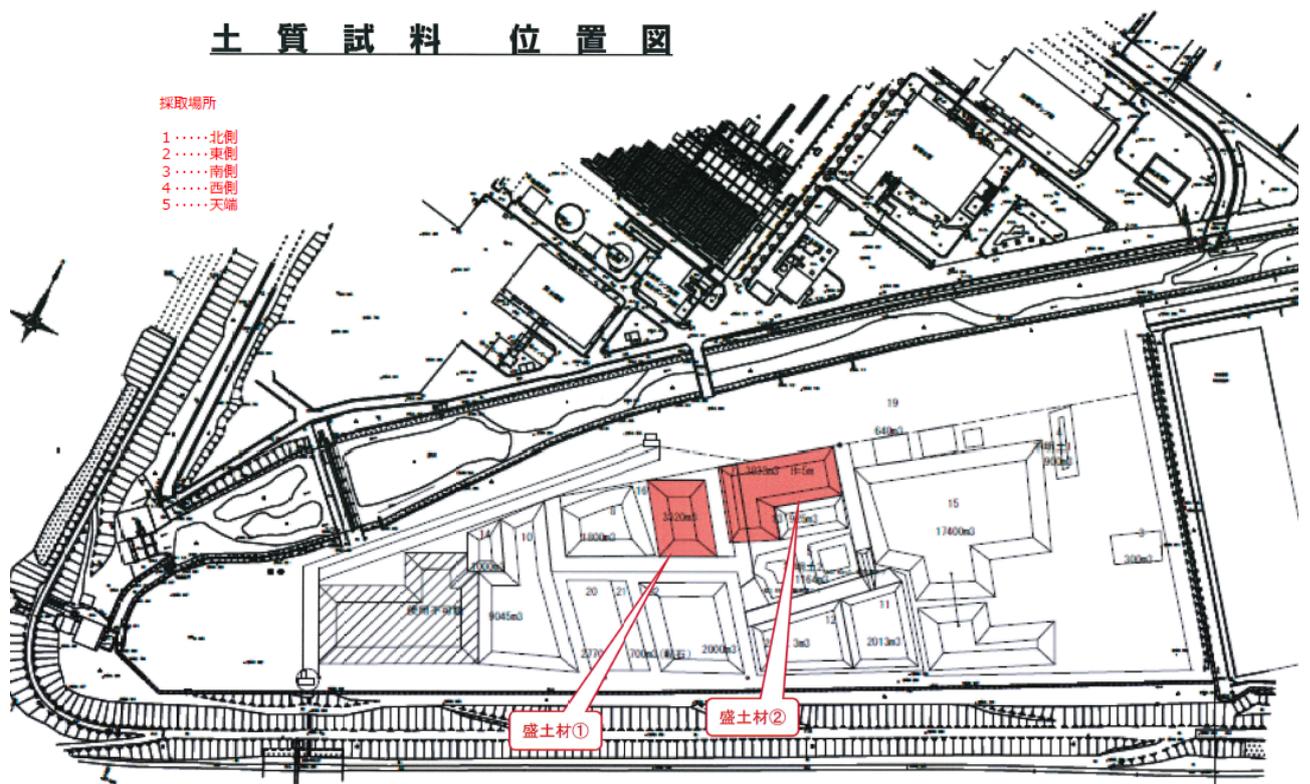
## 2.2. 建設発生土の受け入れ基準の策定・運用

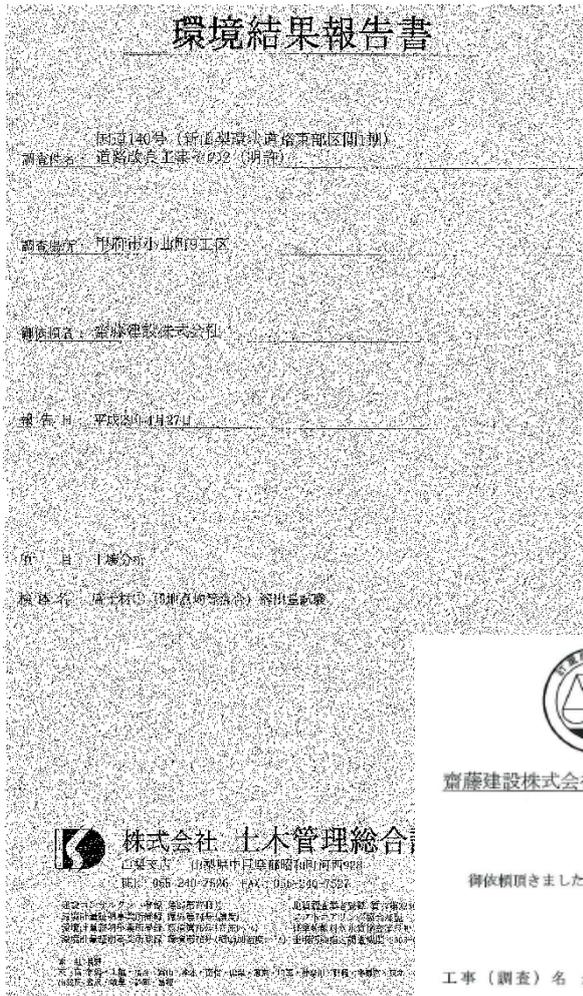
平成 29 年 3 月に、盛土材に使用する建設発生土の受入基準を策定し、盛土材として建設発生土を受け入れる際には、土壌、重金属等の含有、溶出試験等の分析により安全性の確保された発生土の搬入としている。

【実施例】 穏池大橋（橋梁）：8 工区 峡北残土置き場

小曲（橋梁）～落合西 I C（土工）：14 工区 事業地内

### 土質試料位置図





## 計量証明書

R D17- 157071 d1-1  
平成29年4月27日

齋藤建設株式会社 殿

株式会社 土木管理総合研究所  
〒388-8006 長野市藤ノ井御膳川37-1  
本社 TEL 026-462-0414 (直通)  
計量証明事業登録簿登録第74号（検査）  
建築物飲料水検査業長野県土木第34号  
土壤汚染指定調査機関 2003-4-1041

御依頼頂きました検体の計量結果を下記の通り証明致します。

計量管理者 伊藤 圭司

担当者 下島 美智留

工事（調査）名：国道140号（新山梨県状道路東部区間1期） 道路改良工事その2（明許）

工事（調査）場所：甲府市小曲町9工区

検体名：盛土材①（5地点均等混合）溶出量試験

採取場所：-1、-2、-3、-4、-5

採取年月日：平成29年4月12日

	計量項目	計量結果	基準値	計量方法
1	セレン及びその化合物	0.001 mg/l 未検	0.01 mg/l 以下	JIS K 0132 67.2
2	鉛及びその化合物	0.005 mg/l 未検	0.01 mg/l 以下	JIS K 0132 54.3
3	砒素及びその化合物	0.001 mg/l 未検	0.01 mg/l 以下	JIS K 0132 61.2
4	ふっ素及びその化合物	0.20 mg/l	0.8 mg/l 以下	JIS K 0132 34.1
	以下余白	以下余白	以下余白	以下余白

備考・上記試験項目については基準に適合する。

- ・計量項目は「第二種特定有害物質」である。
- ・計量方法は平成15年3月6日環境省告示第18号による。
- ・基準値は土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）第31条第1項及び別表第3による。

※この報告書の一部を複製するときは、書面によって当該事務所の確認を得るようして下さい。

# 環境結果報告書

国道140号（新山梨環状道路東部区画1期）  
 道路改良工事その2（明許）

調査場所： 甲府市小曲町9丁区

調査業者： 盛藤建設株式会社

報告日： 平成29年4月27日

項目： 土壌分析

検体名： 盛土材②（5地点均等混合）溶出液試験



**株式会社 土木管理総合試験**

山梨支店： 山梨県東巨摩郡昭和町西933  
TEL: 055-840-5526 FAX: 055-840-4522

東京支店： 東京都中央区新富町2-1-1  
TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112

大阪支店： 大阪府大阪市東淀川区東中島1-1-1  
TEL: 06-6643-1111 FAX: 06-6643-1112

名古屋支店： 名古屋市中区栄3-1-1  
TEL: 052-233-1111 FAX: 052-233-1112

福岡支店： 福岡市東区東区1-1-1  
TEL: 092-281-1111 FAX: 092-281-1112



## 計量証明書

S D17- 157971 d1-2  
平成29年4月27日

株式会社 土木管理総合試験所  
 〒386-0006 長野市春ノ木町東川277-1  
 本社 TEL: 026-462-9414 (直営)  
 計量証明事業登録番号(新番号) (緑皮)  
 登録番号(旧体系番号) 第31-157971号  
 土壌汚染測定調査機関: 2003-0-1041

株式会社 盛藤建設  
 御依頼頂きました検体の計量結果を下記の通り証明いたします。

計量管理者 伊藤 圭司  
 担当 者 下島 美智留

工事（調査）名： 国道140号（新山梨環状道路東部区画1期） 道路改良工事その2（明許）  
 工事（調査）場所： 甲府市小曲町9丁区  
 検体名： 盛土材②（5地点均等混合）溶出液試験  
 採取場所： -1、-2、-3、-4、-5  
 採取年月日： 平成29年4月12日

引取項目	引取結果	基準値	計量方法
1 マンガン及びその化合物	0.001 mg/l 未滿	0.01 mg/l 以下	JIS K 0102 67.2
2 鉛及びその化合物	0.005 mg/l 未滿	0.01 mg/l 以下	JIS K 0102 54.3
3 砒素及びその化合物	0.001 mg/l	0.01 mg/l 以下	JIS K 0102 61.2
4 六価クロム及びその化合物	0.18 mg/l	0.3 mg/l 以下	JIS K 0102 34.1
以下余白	以下余白	以下余白	以下余白

備考・上記試験項目については基準に適合する。  
 ・計量項目は「第二種特定有害物質」である。  
 ・計量方法は平成16年3月3日環境省告示第18号による。  
 ・基準値は土壌汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）第31条第1項及び別表第3による。

※この報告書の一部分を複製するときは、書面によって当該試験所の承認を得る必要があります。

## ○周辺の河川等の水質調査（工事着手前）

### 1. 調査項目及び調査方法

調査項目は以下のとおりとした。

- ・ 浮遊物質量（SS）
- ・ 水素イオン濃度（pH）
- ・ 河川流量

### 2. 調査時期

調査時期は、資料 No. 25 水質調査（工事中）を参照。

### 3. 調査方法

各項目の調査方法を表 2-1 に示す。

表 2-1 調査方法

調査項目	調査方法
浮遊物質量（SS）	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 89 号）に示される測定方法
水素イオン濃度（pH）	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 89 号）に示される測定方法
河川流量	「水質調査方法」（昭和 46 年 9 月 30 日環水管 30 号）に示される測定方法

### 4. 調査結果

調査結果は、資料 No. 25 水質調査（工事中）を参照。



# ○水質調査（工事中）

## 1. 調査項目

調査項目は以下のとおりとした。

- ・浮遊物質（SS）
- ・水素イオン濃度（pH）
- ・河川流量

## 2. 調査地点

各調査項目の調査地点を図 2-1 に示す。

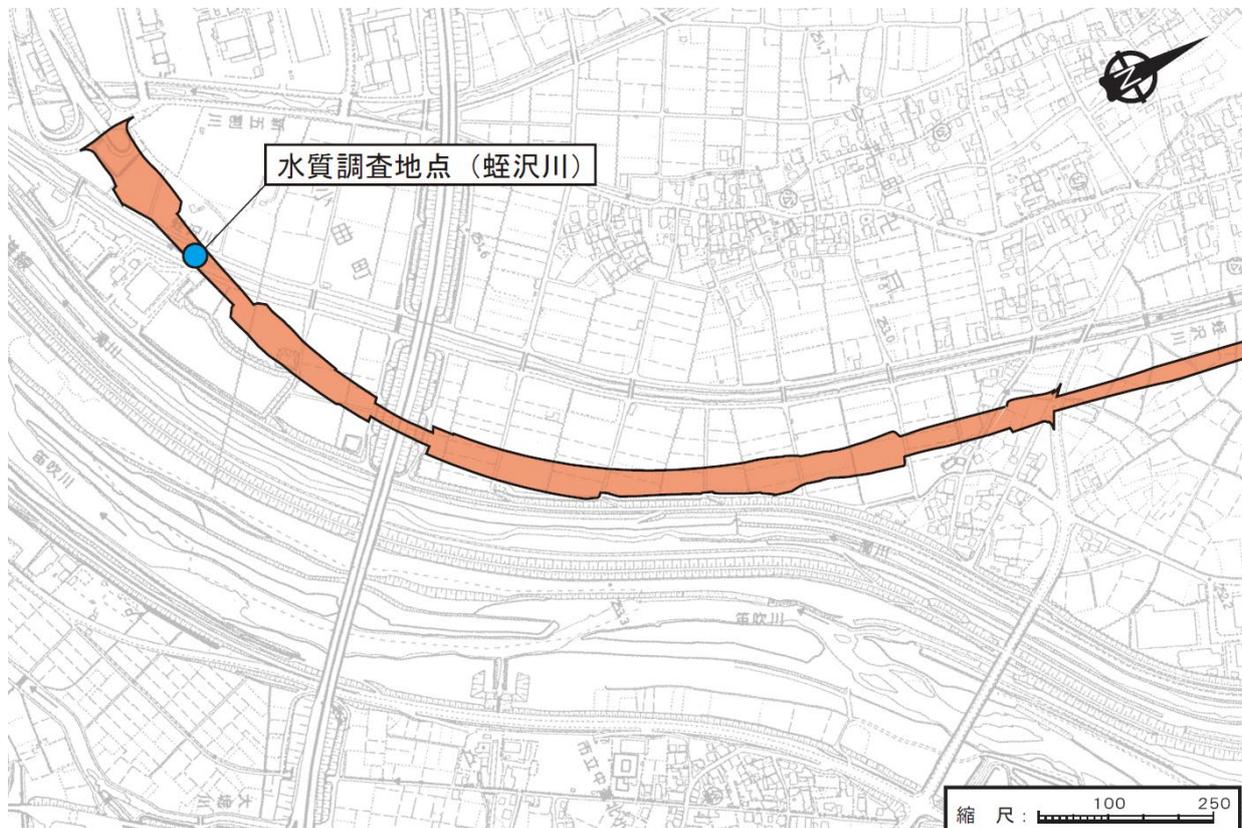


図 2-1 水質調査地点位置図

### 3. 調査時期

調査時期は表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 調査時期

調査時期		天候
工事前	平成 25 年 9 月 26 日	晴
	平成 25 年 10 月 22 日	晴
	平成 25 年 11 月 18 日	晴
	平成 25 年 12 月 18 日	曇
	平成 26 年 1 月 14 日	晴
工事中	令和 2 年 9 月 28 日	晴
	令和 2 年 10 月 29 日	晴
	令和 2 年 11 月 27 日	曇
	令和 2 年 12 月 25 日	晴
	令和 3 年 1 月 29 日	晴

### 4. 調査方法

水質の調査方法を表 4-1 に示す。

表 4-1 調査方法

調査項目	調査方法
浮遊物質量 (SS)	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 89 号) に示される測定方法
水素イオン濃度 (pH)	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 89 号) に示される測定方法
河川流量	「水質調査方法」(昭和 46 年 9 月 30 日環水管 30 号) に示される測定方法

## 5. 調査結果

調査結果を、表 5-1 及び図 5-1～図 5-2 に示す。

各調査項目について、工事前と工事中において、著しい変化は確認されなかった。

表 5-1 水質調査結果

調査月	水素イオン濃度 (pH)		浮遊物質濃度 (SS) (mg/L)		河川流量 (m <sup>3</sup> /s)	
	工事前 (H25,26)	工事中 (R2,3)	工事前 (H25,26)	工事中 (R2,3)	工事前 (H25,26)	工事中 (R2,3)
9月	7.8	7.3	10	9	0.85	0.79
10月	7.6	7.8	11	2	0.98	0.64
11月	7.6	7.6	2	3	0.56	0.47
12月	7.4	7.5	2	1 未満	0.32	0.45
1月	7.8	7.6	5	12	0.39	0.43
最大値	7.8	7.8	11	12	0.98	0.79
最小値	7.4	7.3	2	1 未満	0.32	0.43

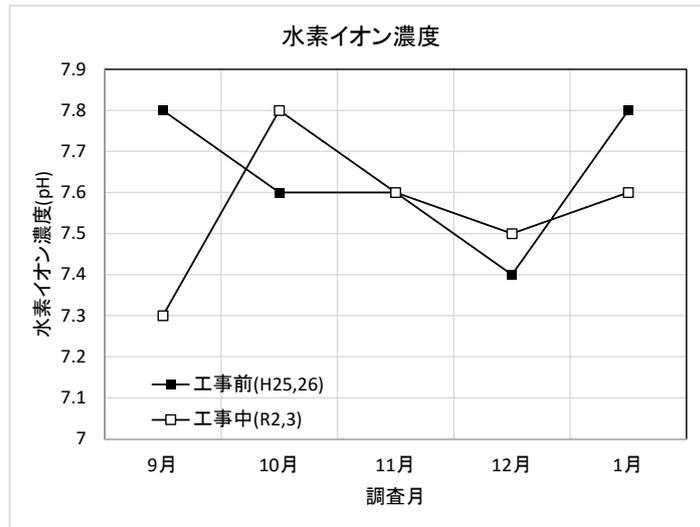


図 5-1 水素イオン濃度の推移

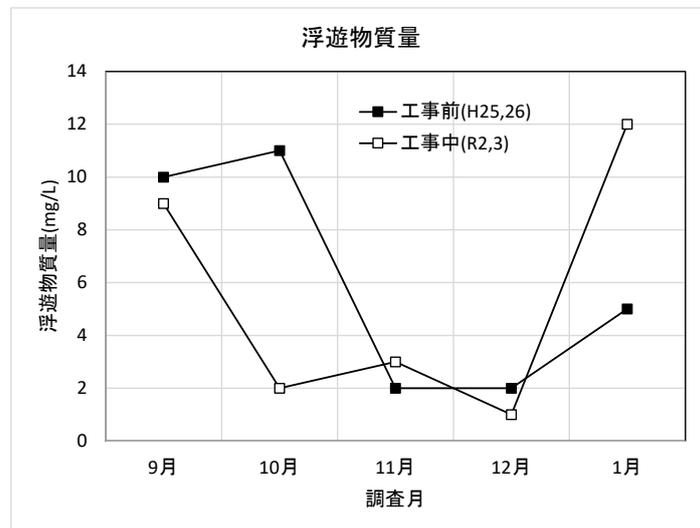


図 5-2 浮遊物質量及び河川流量の推移

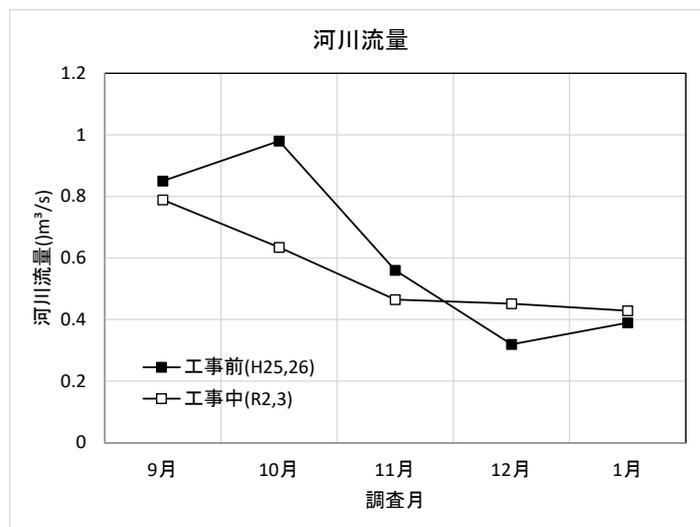


図 5-3 河川流量の推移